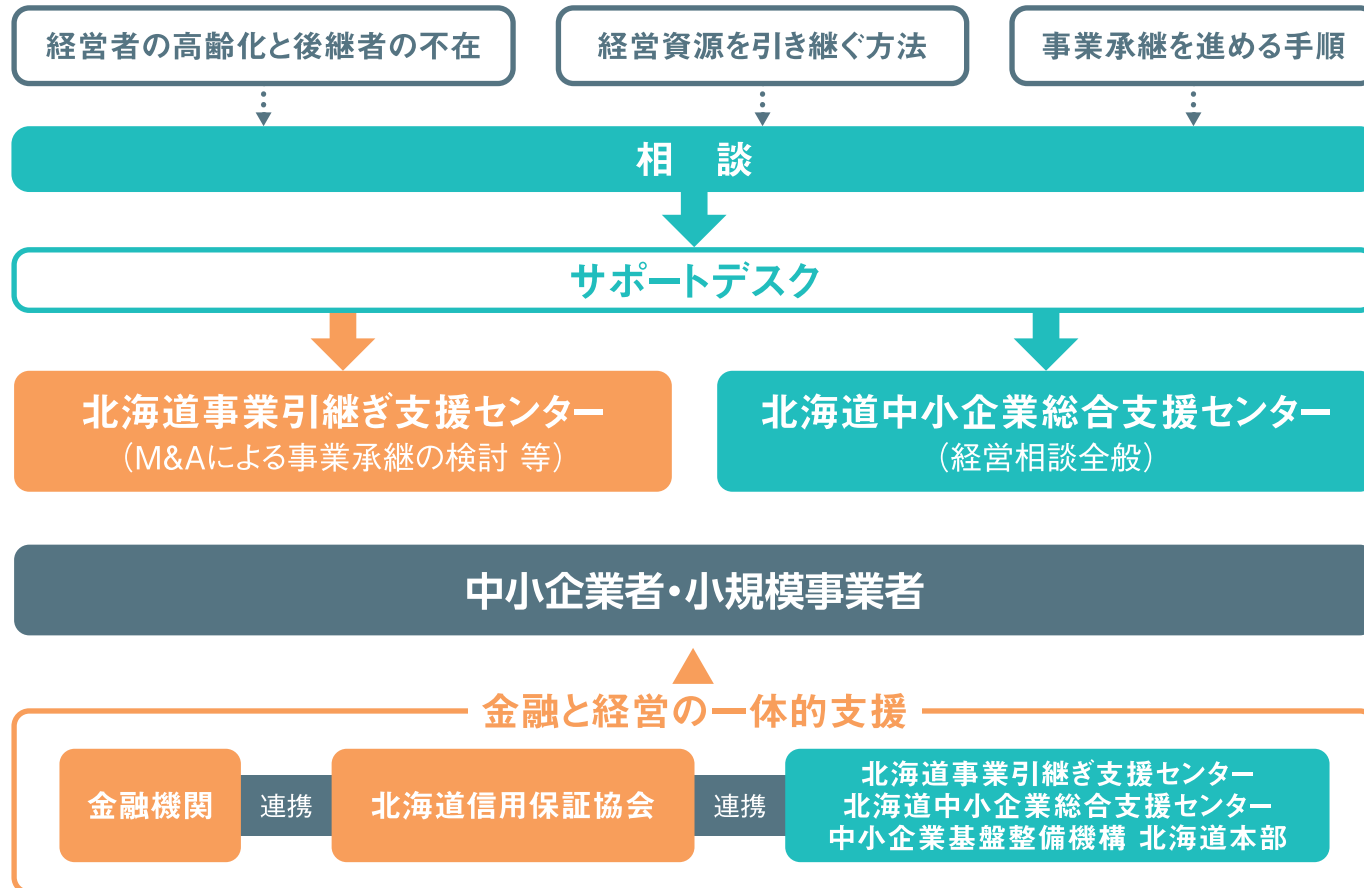


2. 事業承継について相談したい

各支援機関と連携し、事業承継に関する
様々なご相談に対応します。

支援機関と連携した経営相談



北海道信用保証協会では、円滑な事業承継をサポートするため「事業承継サポートデスク」を設置しています。事業承継計画の実施のための資金調達のご相談から、事業承継に係る支援専門家の派遣など、金融と経営の一体的支援により中小企業のみなさまをサポートします。

北海道信用保証協会

〒060-0001 札幌市中央区大通西14丁目1 <http://www.cgc-hokkaido.or.jp>

事業承継サポートデスク TEL 011-241-5605 FAX 011-221-1089



北海道信用保証協会PRキャラクター
オーエンくん シエンちゃん

札幌商工会議所

北海道事業引継ぎ支援センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター5階
<http://www.sapporo-cci.or.jp/hikitsugi/>
TEL 011-222-3111 FAX 011-222-3811

中小機構北海道本部

独立行政法人
中小企業基盤整備機構北海道本部

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階
<http://www.smrj.go.jp>

連携推進課 TEL 011-210-7473 FAX 011-210-7480

公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階
<http://www.hsc.or.jp/>

TEL 011-232-2001 FAX 011-232-2011

(運営ファンド) 北のふるさと事業承継支援ファンド

プッシュ型事業承継支援高度化事業
北海道地域事務局

事業承継を

サポートします！

事業承継をお考えの中小企業者・小規模事業者を応援します。

金融機関から資金調達したい

事業承継に必要な資金調達をサポート！

事業承継について相談したい

北海道事業引継ぎ支援センター、北海道中小企業総合支援センター、中小企業基盤整備機構 北海道本部と連携し、事業承継をサポート！



北海道信用保証協会
Credit Guarantee Corporation of Hokkaido
<http://www.cgc-hokkaido.or.jp>

1. 金融機関から資金調達したい 事業承継に必要な資金調達をサポート!

● 事業承継関連保証制度

制 度 名	経営承継関連保証	特定経営承継関連保証	経営承継準備関連保証	特定経営承継準備関連保証	事業承継サポート保証
ケ ー ス 例	● 他の方が持っている当社の株式を、当社で取得したい。	● 新たに代表者に就任したので、当社の株式を取得したい。	● M&Aに伴い、買収先企業の株式や事業用資産を取得したい。	● 現在は従業員であるが、将来的に代表者に就任予定であり、今から当社の株式を取得しておきたい。	● 持株会社が他の会社の株式を取得して子会社化することにより、事業承継を行いたい。
保 証 対 象 者	会社または個人事業主	(会社の)代表者個人	会社または個人事業主	事業を営んでいない個人 (代表者ではない個人～役員・従業員)	会社(持株会社)
主 な 対 象 資 金	● 自社株の取得資金(株式会社) ● 事業用資産の取得資金(会社、個人) ● 運転資金(会社、個人)等	● 代表を務める会社の株式取得資金等	● 他社株式等の取得資金(会社、個人) 〈総株主等議決権の2分の1を超える議決権を有することとなる場合に限り〉 ● 他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金(会社、個人)	● 株式等の取得資金 〈総株主等議決権の2分の1を超える議決権を有することとなる場合に限り〉 ● 他の中小企業者が有する事業用資産等の取得資金	● 事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用
保 証 限 度 額	● 特例無担保保険 8,000万円 ● 特例普通保険 2億円 ※一般保険と別枠 ● 特別小口保険 2,000万円	● 特例無担保保険 8,000万円 ● 特例普通保険 2億円 ※保険特例であるが別枠ではなく、一般保険の限度額に含まれる ● 特別小口保険 2,000万円	● 特例無担保保険 8,000万円 ● 特例普通保険 2億円 ※一般保険と別枠 ● 特別小口保険 2,000万円	● 特例無担保保険 8,000万円 ● 特例普通保険 2億円 ※保険特例であるが別枠ではなく、一般保険の限度額に含まれる	● 一般無担保保険 8,000万円 ● 一般普通保険 2億円
信 用 保 証 料 率	年0.45%～年2.20% ※特別小口 年0.72%	年0.45%～年2.20% ※特別小口 年0.72% 個人事業主ではない場合 年1.15%	年0.45%～年2.20% ※特別小口 年0.72%	年1.15%	年0.45%～年1.90% 新設持株会社の場合は年1.15%
保 証 期 間	運転10年、設備15年	運転10年、設備15年(据置1年以内)	運転10年、設備15年(据置1年以内)	運転10年、設備15年(据置1年以内)	設備15年(据置2年以内)
主 な 添 付 書 類	● 道知事の認定書(申請書を含む)、認定申請の提出書類の写し	同左	● 道知事の認定書(申請書を含む)、認定申請の提出書類の写し ● 承継に係る明確な合意があることを証する書面	同左	● 事業承継計画書 ● 株式評価算定書 ● 持株会社および事業会社の株主名簿の写し ● 持株会社および事業会社の直近決算2期分、会社謄本、定款の写し
認 定 時 の 主 な 要 件 ※右記以外にも諸要件があります。	● 会社の場合 代表者の死亡や退任に起因すること ● 個人事業主の場合 他の個人事業主の死亡や事業譲渡に起因すること	● 代表者の死亡や退任に起因すること	● 資産を譲渡する側の中小企業者において、役員や親族の中から後継者の確保が困難であったり、健康状態・年齢・その他の事情により、経営を行うことが困難であること	同左	なし

※北海道知事の認定に係る申請窓口は、北海道経済部地域経済局 中小企業課中小企業支援グループとなります。(TEL 011-204-5331) ※上記以外においても、対応可能な場合がございますので、当協会の事業承継サポートデスクまでご連絡なくお問い合わせください。